

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 愛知労働局

1 開催日 令和5年6月30日 (金)

2 委員の氏名及び役職等 委員長 宮澤 俊夫 弁護士
委員 後藤 吉正 税理士

3 審査対象期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 1 件
・審議件数 1 件
うち、低入札価格調査の対象となったもの 0 件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 2 件
・審議件数 1 件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 6 件
・審議件数 6 件
うち、契約金額が500万円以上の案件 2 件
うち、参加者が1者しかないもの 0 件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0 件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 4 件
・審議件数 3 件
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0 件
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が1者しかないもの 0 件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0 件

5 審査案件の抽出方法

契約金額500万円以上の他、無作為に抽出

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

審査の結果、不適切と判断される事案はなかった。

公共調達監視委員会審議対象一覧表及び審議結果（公共工事）

別紙様式 1

〔競争入札によるもの〕 審査対象期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日

01通番 1

通番	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	名古屋南労働基準監督署他2所構内電話設備更新工事	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年1月20日	株式会社シーエスイー あま市菟目寺山之浦119-3	2180001097909	一般競争入札	¥6,216,013	¥4,224,000	67%	2者		所見なし
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧表及び審議結果（公共工事）

別紙様式2

〔随意契約によるもの〕 審査対象期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日

02通番1

通番	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	江南労働基準監督署 2階OCR室・1階休養室空調機取替修繕工事	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年1月12日	新日本コーポレーション株式会社 名古屋熱田区三本松町13-6	7180001021987	会計法29の3第5項 (予決令99条2号)	¥1,503,376	¥1,485,000	98%		3者	所見なし	所見なし
2	豊田公共職業安定所 1階個別空調機更新工事	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年2月13日	新日本コーポレーション株式会社 名古屋熱田区三本松町13-6	7180001021987	会計法29の3第5項 (予決令99条2号)	¥1,473,509	¥1,342,000	91%		3者	所見なし	
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧表及び審議結果（物品・役務等）

別紙様式 3

〔競争入札によるもの〕 審査対象期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日

通番	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（％）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
03通番1	1 高速印刷機購入契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年1月4日	株式会社 マルタケ商会 名古屋市長区鳴海町矢切58番地2	4180001028894	一般競争入札	¥5,646,946	¥5,390,000	95%	3者	所見なし	所見なし
04通番2	2 豊橋公共職業安定所自動窓口受付用機器等新規購入設置等契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年1月17日	株式会社 マルタケ商会 名古屋市長区鳴海町矢切58番地2	4180001028894	一般競争入札	¥3,000,070	¥2,684,000	89%	3者	所見なし	所見なし
05通番3	3 愛知労働局事務機器他購入等契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年2月3日	有限会社 太陽商工 名古屋市長区瑞穂区宝田町1-2-3	3180002009795	一般競争入札	¥7,021,371	¥4,714,556	67%	2者	所見なし	所見なし
06通番4	4 愛知労働局広小路庁舎レイアウト変更に伴う新規什器購入及び移設契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年2月3日	株式会社 マルタケ商会 名古屋市長区鳴海町矢切58番地2	4180001028894	一般競争入札	¥3,162,242	¥2,394,700	75%	2者	所見なし	所見なし
07通番5	5 オンライン体制整備に係る電子機器等購入契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年2月3日	株式会社 フューチャーイン 名古屋市長区千種区内山2-6-22	3180001005325	一般競争入札	¥9,812,105	¥5,713,400	58%	2者	所見なし	所見なし
08通番6	6 「受給資格者のしおり」他6件印刷・製本契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年2月16日	株式会社 近畿印刷センター 大阪府柏原市本郷5丁目6番25号	9122001020881	一般競争入札	¥5,042,426	¥3,586,429	71%	4者		所見なし
	7											
	8											
	9											
	10											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧表及び審議結果（物品・役務等）

別紙様式 4

〔随意契約によるもの〕 審査対象期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日

通番	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
09通番1	1 「令和5年度分愛知労働局独自様式」印刷・製本契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年2月10日	株式会社 文寿堂 名古屋市中区東横2-12-27	1180001018147	会計法29の3第5項 (予決令99条2号)	¥1,980,966	¥1,704,495	86%		3者		所見なし
10通番2	2 防災用品購入契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年2月22日	株式会社 たなごころ 名古屋市中区昭和区御器所1-3-10	9180001117189	会計法29の3第5項 (予決令99条3号)	¥1,466,829	¥1,387,003	94%		2者	所見なし	所見なし
11通番3	3 AI-OCR等購入契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年2月22日	株式会社 東名ヒューズ 名古屋市中村区黄金通6-8-1	9180001031621	会計法29の3第5項 (予決令99条3号)	¥1,236,900	¥1,100,000	88%		3者		所見なし
	4 「労働関係法のポイント」他1件購入契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和5年3月8日	株式会社 労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5	9013301012464	会計法29条の3第4項に該当	¥4,448,510	¥4,408,910	99%		1者	所見なし	

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものあつては、「再委託」。

令和5年度第1回愛知労働局公共調達監視委員会議事録要旨

日時：令和5年6月30日（金）

午前10時00分～

場所：愛知労働局 局長応接室

1. 愛知労働局総務部長挨拶

開催に先立ち、支出負担行為担当官である和田山総務部長が挨拶された。

2. 公共調達審査会審議結果報告（事務局）

愛知労働局公共調達監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に基づき、令和5年5月30日に開催された第1回公共調達審査会の結果報告として、「抽出案件9件を審議した結果、不適切と判断される事案はなかった」旨の報告を行った。

3. 審議案件

（1）審議対象期間について（事務局）

競争入札、随意契約ともに令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間に締結された案件について審議を依頼した。

（2）審議対象案件の抽出報告（後藤委員）

要綱第7条第2項に基づき、抽出委員である後藤委員から、対象契約案件13件中、公共工事の競争入札1件、公共工事の随意契約1件、物品・役務等の競争入札6件、物品・役務等の随意契約3件、合計11件を審議する旨報告があった。

4. 審議結果

（1）契約内容の説明、質疑、審議

契約等補助担当者より審議対象契約についてその内容の説明を行い、各委員からの質問等について回答がなされた。（審議内容は「令和5年度第1回公共調達監視委員会審査の概要」のとおり。）

（2）総括

宮澤委員長より「特段の問題となる所見は認められない」との報告がなされた。

5. 次回開催日

次回開催日は、令和5年8月下旬を予定した。

【競争入札】（公共工事）

01 通番1

[名古屋南労働基準監督署他2所構内電話設備更新工事]

(1) 内容

名古屋南労働基準監督署、刈谷公共職業安定所碧南出張所及び豊川公共職業安定所蒲郡出張所に設置されている電話設備機器については、耐用年数超過に伴い故障リスクが高まっており、修理時に必要な部品についても調達が困難になると予想されていました。

本件は、電話設備機器の交換について本省へ予算要求を行ったところ措置されたため、会計法第29条の3第1項に基づき一般競争入札を実施したものです。

(2) 入札状況

公告期間：令和4年12月5日～令和4年12月19日までの14日間

開 札：令和4年12月23日

参加資格：電気通信「C、D」

結 果：2者の参加により予定価格（6,216,013円税込）の制限の範囲内の価格4,224,000円税込で「株式会社シーエスイー」が落札。（68.0%）

(3) 予定価格の積算

予定数量や品目については、専門的知識を要することから、業者に対して聴取を行い選定しました。そのうえで、品目ごとの予定価格や設置費について、過去の実績やインターネット価格を参考にして精査し、予定価格を積算しました。

委 員： 電話設備機器とあるが具体的にどのようなものを指すのか。

事務補助者： 一般に家庭で使用されるような電話機その他、電話交換機、それらをつなぐユニットや部品といった一連の総称となります。

委 員： 電話機本体が一新されたということか。

事務補助者： そのとおりです。他に主要なものとしては電話交換機です。耐用年数を見て順次交換をしております。

委 員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

【随意契約】（公共工事）

02 通番 1

〔江南労働基準監督署 2 階 OCR 室・1 階休養室空調機取替修繕工事〕

（1）内容

江南労働基準監督署においては、5 台ある空調機のうち、平成 28 年度に 2 台、令和 2 年度に 1 台の更新を行っていますが、残る 2 台については平成 15 年度以来更新しておらず、一般的な耐用年数を超過して冷暖房の効果が減退しており、庁舎利用者や職員に影響を及ぼしていました。

（2）随意契約とした理由

「予定価格が 250 万円を超えない工事」であり、会計法第 29 条の 3 第 5 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 99 条第 2 号の規定により随意契約によることとし、予決令第 99 条の 6 により、3 者から見積書を徴取した結果、予定価格（1,503,376 円税込）の制限の範囲内の価格 1,485,000 円税込で「新日本コーポレーション株式会社」と随意契約しました（98.8%）。

（3）予定価格の積算

業者からの参考見積書、インターネット価格、公共建築工事共通費積算基準を参考のうえ精査し、予定価格を積算しました。

委員： 今回の 2 台については平成 15 年度以来の更新ということで、20 年経過しているが、交換するまでの期間は標準的なのか。

事務補助者： 減価償却用の耐用年数はもっと短く、建物附属型の空調機で 15 年となっています。本来であれば耐用年数に達したところで交換することが望ましいのですが、予算的に厳しいものがあり、今回のように故障が頻発するような報告が上がった機器から優先的に措置しています。

委員： 今回 2 台でこの価格となっているのは建物附属型ではなく備品なのか。

事務補助者： 1 台は建物附属型で、1 台は家庭にあるような壁掛け型です。今回の契約金額には機器の価格の他に直接工事費、間接工事費が含まれています。

委員： 随意契約の場合、再就職の役員の数という項目がリストにあるが、これは愛知労働局の職員が当該会社に再就職しているかどうかという意味なのか。

令和5年度 第1回公共調達監視委員会審査の概要

事務補助者： 一覧表ではblankとなっています。

委員： blankとなっているのはいないということだと思うが、意味は先ほどの質問の意味でよろしいのか。

事務補助者： 愛知だけではなく厚生労働省になるかと思いますが、念のため改めて確認いたします。

委員： チェックの仕方は登記簿謄本の役員を確認するのか。

事務補助者： その通りです。

委員： 会社の顧問に就任している場合や、役員ではなく社員で勤務している場合もチェックしているのか。

事務補助者： 登記簿以上の確認はおこなっておりません。

委員： 登記簿上での確認でOBの有無をチェックするということか。

事務補助者： その通りです。

委員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

※事後確認事項

随意契約における再就職の役員の数については、平成18年8月25日付財計第2017号通達に基づき取り扱っております。当該通達により、100万円を超える契約を、所管する公益法人与随意契約にて締結する場合において、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約の締結日に在職していればその人数を公表しなければならないこととなっております。

【競争入札】（物品・役務等）

03 通番1

〔高速印刷機購入契約〕

（1）内容

名古屋中公共職業安定所に設置されていた高速印刷機（理想科学工業製 ORPHIS EX7250 平成27年3月9日取得）については、総カウンター数が1200万枚を超え、更新の目安となる600万枚の倍以上となっており、使用時に不具合が頻発していました。また、同機は平成28年に生産を終了しており、今後、保守対応出来なくなることが見込まれていました。そこで、今後の業務遂行において更新の必要があると判断し、会計法第29条の3第1項に基づき、一般競争入札を実施しました。

（2）入札状況

公告期間：令和4年11月30日～令和4年12月14日までの14日間

開 札：令和4年12月20日

参加資格：物品の販売「A、B、C」

結 果：3者の参加により予定価格（5,646,946円税込）の制限の範囲内の価格5,390,000円（税込）で「株式会社マルタケ商会」が落札。（落札率95.4%）

（3）予定価格の積算

機器本体及びオプション品にかかる予定価格については、仕様書における参考品目についてメーカーの公表価格（定価）に、前回の契約実績により算出した掛率を乗じて積算しました。

委 員： 高速印刷機はA社とB社のものがあると思うが、機種を特定のメーカーのものと指定しているのか。

事務補助者： 指定はしてありませんが、機能などの仕様を定め、参考品目としてA社の機器を提示していますが、同様の仕様を満たすものであればA社に限定されるものではありません。

委 員： この3社はどこか。

事務補助者： A社、B社、C社です。

委 員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

04 通番2

[豊橋公共職業安定所自動窓口受付用機器等新規購入設置等契約]

(1) 内容

各公共職業安定所においては、自動窓口受付用機器を使用して来所者に対する受付から呼出しまでを行っています。

自動窓口受付用機器の耐用年数は、財務省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）において5年とされているところ、豊橋所のものは平成22、25、26年度において断続的に購入されたものであり、複数の呼出操作器がバッテリーの膨張により使用出来ず、機種が古いことから修理や交換が出来ない状況にありました。

そこで、来所者サービスの向上、業務効率化、個人情報保護の観点から、窓口受付システムを一括更新することとし、会計法第29条の3第1項に基づき、一般競争入札を実施しました。

(2) 入札状況

公告期間：令和4年12月9日～令和4年12月26日までの17日間

開 札：令和5年1月6日

参加資格：物品の販売「A、B、C」

結 果：3者の参加により予定価格（3,000,070円税込）の制限の範囲内の価格2,684,000円（税込）で「株式会社マルタケ商会」が落札。（落札率89.5%）

(3) 予定価格の積算

システム中の主な機器の予定価格については、直近に行われた類似の入札における落札額より積算しました。これによることが出来ない機器の予定価格については、インターネット価格を参考のうえ精査して積算しました。

委 員： 窓口の呼び出しのための機器は、以前使用していたメーカーのものをに入れるのか

事務補助者： 必ずしもそうではありません。お客さんが利用するものから職員が使用する機器、モニター類があり、複数のメーカーの機器が混在しています。ハローワークの窓口受付機は、来所者の要件に合わせて職員が操作し、ディスプレイ等に案内表示させるものとなっていますので、メーカーがこちら側の仕様に独自に対応していただく部分があります。

委 員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

05 通番3

[愛知労働局事務機器他購入等契約]

(1) 内容

毎年度各所属より備品整備計画を提出させ、備品の現況、使用頻度、更新の必要性を確認したうえで措置の可否を検討し、業務効率や執務環境の改善、集中購入によるコスト削減等を図っています。昨年度も、必要な品目、数量を措置することとし、会計法第29条の3第1項に基づき一般競争入札を実施しました。

(2) 入札状況

公告期間：令和4年12月26日～令和5年1月16日までの21日間

開 札：令和5年1月27日

参加資格：物品の販売「B、C、D」

結 果：2者の参加により予定価格（7,021,371円税込）の制限の範囲内の価格4,714,556円（税込）で「有限会社太陽商工」が落札。（落札率67.1%）

(3) 予定価格の積算

インターネット価格を参考に精査し、予定価格を積算しました。

委 員： 予定価格の67%で締結したということは、30%ほど予算が残ったと思われるが、今回優先度が低く落ちたところを再度措置するのか。

事務補助者： 基本的にそのようなことはありません。別の契約であるとか、他に緊急で措置しなければならない案件に回されることになりません。緊急の修繕などの費用に充てられることになると思われます。

委 員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

06 通番4

[愛知労働局広小路庁舎レイアウト変更に伴う新規什器購入及び移設契約]

(1) 内容

適用徴収部門は、平成30年度より始まった労働基準監督署における業務執行体制変更の影響を受け、県内の適用徴収業務の多くを一括して行っています。また、同じく平成30年度中に行われた職業安定課の伏見庁舎移転に伴い庁舎管理業務・郵便業務全般を引き継いでおり、加えて、各種制度の周知利用促進等へ対応するため、多くの非常勤職員が新たに配置されています。

事務スペース内が狭隘な状況下にあつて、年度更新期間中には所有の会議室のほか庁舎内の有料会議室を借り上げ活用してきたところですが、令和4年度は、郵便物の増加もあつて郵便業務のため15階打合室を占有せざるを得ない状況となりました。

以上から、上記問題点の解消及びより一層の業務効率化を図るため、適用徴収部門のレイアウト変更を行うこととし、必要な新規什器の購入及び既存の什器の廃棄・移設について、会計法第29条の3第1項に基づき一般競争入札を実施しました。

(2) 入札状況

公告期間：令和5年1月10日～令和5年1月24日までの14日間

開 札：令和5年1月31日

参加資格：役務の提供等「B、C、D」

結 果：2者の参加により予定価格（3,162,242円税込）の制限の範囲内の価格2,394,700円（税込）で「株式会社マルタケ商会」が落札。（落札率75.7%）

(3) 予定価格の積算

メーカーの公表価格（定価）に、令和2、3年度の購入実績より算出した掛率を乗じて積算しました。また、施工費については、公共工事設計労務単価を参考に積算しました。

委 員： 新規の什器とは具体的に何か。

事務補助者： 事務机、パーテーション、書庫などです。

委 員： 非常勤職員の机が購入対象なのか。

事務補助者： それもあるのですが、より収納力の高い書庫を入れることで書庫の数を減らし執務スペースを拡大させることと、郵便業

令和5年度 第1回公共調達監視委員会審査の概要

務を行う専用のエリアを確保することが主体であったと聞いております。

委員： 郵便業務がそれほど増えた理由は。

事務補助者： 今まで郵便業務を行っていた部署が他庁舎へ移転したため、当該部門が庁舎全体の郵便の取りまとめを行うことになったという経緯がありました。それに加え、年度更新の書類の提出先をこちらの部門に直接送付するように変更したことが要因となっております。

以前は年度更新の申請は監督署への郵送や窓口での提出が主流でした。監督署の窓口で現金納付を受け付けるということを行っていましたが、事務の集中化により監督署に配置する職員の数を減らしたことで年度更新業務への対応が手薄になっていました。そのため事業所に年度更新申請書類を送付する際に、広小路庁舎あての返信用封筒を同封し、申告書類は局あてに送付してもらい、納付は金融機関で行っていただくよう案内をしました。

委員： 将来的には電子申告や電子納付という方向ではないのか。

事務補助者： その通りです。積極的な活用を事業主様に周知をしております。また、昨年度は幹部職員の視察も行っております。

委員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

07 通番5

[オンライン体制整備に係る電子機器等購入契約]

(1) 内容

ハローワークにおいては、テレワーク等に代表される生活様式の変化に伴い、オンラインを活用した様々な就職支援等の方法を拡充する必要が生じており、ビデオ通話用アプリである ZOOM のホスト用として十分な能力を持つパソコンが必要となっていました。また、あいち雇用助成室は、エフリードビルにおいて助成金の不正受給にかかる調査を行っていますが、ハローワークシステムが設置出来ないため、業務に使用する汎用パソコンが不足していました。これらの理由により合計 36 台（ZOOM 用 26 台、その他 10 台）のパソコンを新たに調達する必要が生じ、会計法第 29 条の 3 第 1 項に基づき、一般競争入札を実施しました。

(2) 入札状況

公告期間：令和5年1月6日～令和5年1月24日までの18日間

開 札：令和5年1月31日

参加資格：物品の販売「A、B、C」

結 果：2 者の参加により予定価格（9,812,105 円税込）の制限の範囲内の価格 5,713,400 円（税込）で「株式会社フューチャーイン」が落札。（落札率 58.2%）

(3) 予定価格の積算

インターネット価格を参考にしたところ、メーカーにより価格の乖離が大きいため、計 4 社の平均販売価格を基に予定価格を算出しました。

委員： ZOOMの使用目的は。カメラ付きのパソコンなのか。

事務補助者： 若者や、育児中の方や障害者の方など家を離れられない方でも求職相談できるように導入が始まりました。

委員： ホスト用のパソコンでは普通のパソコンと性能が違うのか。

事務補助者： 現場からは低スペックのパソコンでは固まってしまうという声が上がっていました。少なくとも現状で高性能のものでないと運用できないと聞いています。

委員： ハローワークシステムが設置できないためPCを購入したとのことだが、ハローワークシステムが設置できないとはどういう意味なのか。

事務補助者： 不正受給に係る調査は時限的に定められた業務であるため、場

令和5年度 第1回公共調達監視委員会審査の概要

所も時限的に民間の建物を借用しています。ハローワークシステムは本省が一括して整備するものですが、時限的なものにまで設置してくれないため汎用パソコンが必要になりました。

委員： ハローワークシステムが設置できないからPCが必要になるのか。

事務補助者： ハローワークシステムとは厚生労働省とハローワークを専用回線をつなぎ、各所属においてはハブでPCや周辺機器とつなげている一体的なシステムのことです。恒常的に使用する付属施設であれば措置されますが、コロナ助成金の運用のような時限的なものでは措置しないという一貫した運用で行っています。申請書類などの紙媒体での審査が中心の間は必要ない部分もありましたが、調査段階では聴取内容や資料の体系的な保存の必要が生じてきますので専用のパソコンを10台措置しました。

委員： ハローワークで調査をするのであればそのシステムが使えるため、PCも配付されるし、回線を通じたデータのやり取りも行えるが、借用している別のところで調査をするので、システムが使えないために調査用のパソコンが必要になったということか。

事務補助者： その通りです。

委員： 予定価格の積算についてどのくらい乖離があるのか。

事務補助者： 高スペックのものと低スペックの2種類を調達しましたが、高スペックのもの例で申し上げますと、4社調査してまして、A社、319,800円、B社、223,819円、C社245,000円、D社、177,000円、となっております。

委員： 最終的にどこのメーカーのものを入れたのか。

事務補助者： 高スペックのものはA社のもの、低スペックのものはC社のものです。

委員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

08 通番 6

〔「受給資格者のしおり」他6件印刷・製本契約〕

(1) 内容

雇用保険制度に対する理解を深め、正しい申請や申告、早期再就職の促進を目的として、必要なリーフレット等を印刷・製本する必要があり、会計法第29条の3第1項に基づき一般競争入札を実施しました。

(2) 入札状況

公告期間：令和5年1月23日～令和5年2月7日までの15日間

開 札：令和5年2月10日

参加資格：物品の製造「B、C、D」

結 果：4者の参加により予定価格（5,042,426円税込）の制限の範囲内の価格3,586,429円（税込）で「株式会社近畿印刷センター」が落札。（落札率71.1%）

(3) 予定価格の積算

積算資料である「物価資料」及び「印刷料金」により計上した金額に、過去の入札における平均入札金額と予定価格より算出した掛率を乗じて予定価格を積算しました。

委 員： 「物価資料」とはどのようなものか。

事務補助者： 一般財団法人の建設物価調査会が発行している雑誌でして、こういった積算の際に用いられる様々な品目の相場が記載されている雑誌です。

委 員： 最近はいろいろなところで物価が高くなっているがどの程度反映されているのか。いつの時点の物価が載っているのか。

事務補助者： 使用しているのは2022年12月号です。今年に入ってから物価は上がっているので十分に反映できていない面もありますが、頻繁に購入し最新のものを使うようにしています。

委 員： 印刷などの物価も記載されているのか。

事務補助者： 仕様によって金額が書かれています。

委 員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

【随意契約】（物品・役務等）

09 通番1

〔「令和5年度分愛知労働局独自様式」印刷・製本契約〕

（1）内容

各所属に対して令和5年度に使用する愛知労働局独自様式にかかる所要数調べを行った結果、用途別窓あき封筒等39,640枚、用途別フラットファイルや各種様式等6,980冊の要求がありその必要性が認められたため、印刷、製本の発注をする必要があると判断しました。

（2）随意契約とした理由

「予定価格が250万円を超えない製造」であり、会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第2号の規定により随意契約によることとし、予決令第99条の6により、3者から見積書を徴取した結果、予定価格（1,980,966円税込）の制限の範囲内の価格1,704,495円税込で「株式会社文寿堂」と随意契約しました（86.0%）。

（3）予定価格の積算

積算資料である「物価資料」、「印刷料金」及びインターネット公表価格に基づき予定価格を積算しました。

委員： 独自様式の封筒とあるが一般的な封筒ではだめなのか。

事務補助者： 用途別の封筒となります。様々な書類を事業所に発送する際に折りたたんだ書類により封筒の窓を変える必要があり、内容物によってチェック項目を封筒に印刷したりなど、用途に合わせて作られた封筒となっています。

窓あきの場所も変えていますし、封入物が外からでも分かるように周知文を入れています。他に複写式の専用様式、事業の周知を兼ねて印刷を施したフラットファイルも含んでいます。

委員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

10 通番 2

[防災用品購入契約]

(1) 内容

毎年度、「愛知労働局防災業務・業務継続計画に関する実施要領」に基づき、非常用備品の購入計画を策定し各所属に配布しており、昨年度においても、非常食、飲料水、簡易トイレを購入する必要がありました。

(2) 随意契約とした理由

「令和 4 年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、会計法第 29 条の 3 第 5 項及び予決令第 99 条第 16 号の 2 の規定により随意契約によることとし、予決令第 99 条の 6 により、2 者から見積書を徴取した結果、予定価格（1,466,829 円税込）の制限の範囲内の価格 1,387,003 円税込で「株式会社たなごころ」と随意契約しました（94.6%）。

(3) 予定価格の積算

インターネット調査から算出し予定価格としました。

委員： 非常食の調達は毎年行うのか。

事務補助者： その通りです。

委員： 対象としているのは職員のみか。対象者はおよそ何人か。

事務補助者： 職員のみです。常勤職員と非常勤職員を合わせて 2,500 人ほどです。

委員： 何日間分なのか。

事務補助者： 要綱上は 3 日分となっておりますが実際にはそこまでの予算がない為、2 日を上回り、限りなく 3 日に近づけようと進めています。

委員： 期限が切れたものはどうするのか。

事務補助者： 廃棄しています。

委員： 簡易トイレは毎年更新する必要はないのでは。

事務補助者： 簡易トイレは食料と違い毎年ではなく有効期限が切れてからの更新です。排泄物を固形化する薬剤の効力が劣化するために定期的な更新を行っています。

委員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。

令和5年度 第1回公共調達監視委員会審査の概要

※事後確認事項

答弁中に対象職員の数をおよそ 2,500 人と回答していたが、改めて確認したところ、再任用職員、庁費支弁職員の計上が漏れていたことが判明したため、正しくはおよそ 3,000 人が対象者数である。

11 通番3

[AI-OCR等購入契約]

(1) 内容

緊急雇用安定助成金については、雇用助成室においてデータベースを構築して申請を管理、支出していましたが、その入力件数は日に250件以上ることがあり本省への報告も多数あったことから、職員に過重な業務負担を強いていました。

AI-OCRは、紙媒体の申請書や請求書の内容をスキャナーで読み込ませることでCSVデータ化することが出来ますが、この際、AI技術を活用することで文字認識率を従来よりも飛躍的に向上させており、試験的に導入しているRPA（パソコンでの定型作業を自動化するソフト）と連携させることで、当該助成金業務を大幅に簡素化することが可能でした。さらに、総務課に多くある同様の業務にも応用することが期待出来るものであり、導入することとしました。

(2) 随意契約とした理由

「予定価格が160万円を超えない財産の買い入れ」であり、会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第3号の規定により随意契約によることとし、予決令第99条の6により、3者から見積書を徴取した結果、予定価格（1,236,900円税込）の制限の範囲内の価格1,100,000円税込で「株式会社東名ヒューズ」と随意契約しました（88.9%）。

(3) 予定価格の積算

インターネット調査から算出し予定価格としました。

委員： 「助成金業務を大幅に簡素化することが可能でした」とあるが実際に効率的になったのか

事務補助者： その通りです。

委員： この金額で大幅な効率化が図られたのであればよいことだと思う。

事務補助者： 助成金の申請は紙媒体が大半ですが、行政側はそれをデータで保存しなければならず様々な内容を手打ちで入力しており、かなりの時間を割かれていました。そこで、こうしたものを使うと申請書を読み取りデータ化する部分でかなりの省力化となりました。

委員： 助成金以外のところでも使えそうなものだと思う。行政へ

令和5年度 第1回公共調達監視委員会審査の概要

の申請者がパソコンを利用できない場合もあるだろうから紙での申請書類を行政側で読み取らなければならいこともあるのではないか。

事務補助者： あとは予算面での相談となります。読み取り機とソフトを導入したパソコン1台での価格のため、複数台の導入は難しい状況です。

委員： 本契約については問題のある所見は見受けられません。